

成年後見制度に関する
相談・支援を行っています

一般相談(無料)

当センター職員が電話や来所による相談にお応えします。法律等の専門知識が必要な場合は専門相談におつなぎします。

相談日時 月～金曜日
(休日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
☎ 24-2755

- 老後
- 相続
- お金の管理
- 一人での契約
- 親亡きあと

相談できる人はいいますか

一人で抱えこまずに

ご相談ください

本庄市成年後見サポートセンター

事前予約制

専門相談(無料)

弁護士・司法書士・相談員が直接相談にお応えします。
1回の相談は概ね30分～1時間程度です。

相談日時 毎月第2・4火曜日(休日を除く)
午後1時～4時
予 約 前月初日(土・日・休日を除く)
より先着で当日午後2時まで受付。
※受付開始日は電話での受付のみとなります。
☎ 24-2755

本庄市成年後見サポートセンター

(この事業は本庄市からの委託により実施しています。)

場 所:〒367-0052

本庄市銀座 1-1-1(はにぼんプラザ内)
本庄市社会福祉協議会

時 間:月曜日～金曜日
8時30分～17時15分

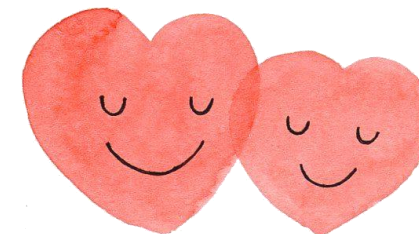
(土・日・祝日及び年末年始はお休みとなります)

電 話:0495-24-2755

FAX :0495-21-5516

:shakyo@honjo-shakyo.or.jp

あなたのすぐそばに



社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会

似たようなことはありませんか？

- ・老後に自分に何かあったときに頼れる身内がない。
- ・最近、お金の管理や契約に自信がなくなってきた。
- ・認知症のため、介護サービスを利用したいが自分で契約できない。
- ・知的及び精神障害のため、財産の管理を自分で行うことができない。
- ・知的及び精神障害の子を見守る親族が将来いなくなった後が心配。
- ・成年後見制度を利用したいが、どうすればいいかわからない。

センターへご相談ください

センターでは、市内在住の方、市内在住の方のご親族や支援関係者等からもご相談をお受けします。

成年後見制度って？

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方を、家庭裁判所が選んだ支援者(成年後見人等)が、本人のために活動し、財産と生活を守る制度です。

すでに判断能力が不十分な場合に対象になる法定後見制度と判断能力が確かなうちに支援内容を決めておく任意後見制度の2つがあります。



ちょっと話を聞いてほしいけど、
堅苦しい感じがして、緊張するなあ…

A どんな些細なことでも構いません。
お気軽にご相談ください！



相談したら、成年後見制度を必ず
使わないといけないの？

A そのようなことはございません。
成年後見制度をみなさんに知っていただき、必要とする方に利用していただくお手伝いを行います。

センターでは、その他に 次の業務を行っています

成年後見制度の広報・啓発活動

成年後見制度について学びたい市民の方々や、高齢者や障害のある方の福祉に携わる職員の皆さまに向けて、成年後見制度に関する講演会等を開催し、成年後見制度への正しい理解の普及と利用の促進を図ります。

市民後見人の養成

成年後見制度の利用が増える中、地域における支え合いの観点から、親族や専門職以外の一般市民の方々が身近な立場で支援を行う「市民後見人」を養成するための講座等を開催します。

成年後見制度の情報提供等

成年後見制度を利用するための手続きや提出書類の作成方法等をご説明します。

